



2014年3月28日

各 位

会社名	新華ホールディングス・リミテッド (URL : www.xinhuaholdings.com)
代表者名	最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン (東証マザーズ コード番号 : 9399)
連絡先	経営企画室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

仲裁を求める書面の受領に関するお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド (以下、「当社」といいます。) は、John S. Shegerian 氏、Tammie Shegerian 氏 (以下、両氏を「Shegerian 氏」と総称します。)、Electronic Recyclers International, Inc. (以下、「ERI」といいます。) 及び当社の旧CF0であるDavid Wang 氏 (以下、ERI、Shegerian氏及びDavid Wang氏と総称して、「申立人ら」といいます。) から、当社、新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド (以下、「XFN」といいます。)、Clean Tech Partners, LLC (以下、「CTP」といいます。) 及びShelly Singhal 氏 (当社旧取締役) に対して、少なくとも6.1百万米ドル (643百万円) の賠償を求める旨の仲裁に応じるよう要求を受けましたのでお知らせします。

1. 背景

2008年、SBI USA, LLC (以下、「SBI」といいます。) は、SBIのアドバイザー業務の顧客に対する補償金の支払いを、当該アドバイザー業務を再受託していた当社グループの元子会社が行うことに関して、XFNに対して額面約7,047千米ドルの約束手形を発行し、その履行の担保のため、SBIが保有していたCTPの株式のうちの90%をXFN、残りの10%を当社を担保権者とする株式担保権を設定しました。その後、上記約束手形の発行者であるSBIが倒産し、最終的にXFNがCTPの発行済株式の全部を取得するに至りました。CTPはカリフォルニア所在の、北米最大の電子機器のリサイクル業者であるERIのA-1種優先株式を2,920,000株保有していました。CTPは、2010年に当該株式のうち1,000,000株をファンド等の8人の買主に対し、総額1,000,000米ドルで売却しました。XFNは2012年5月に当社の旧最高財務責任者 (CF0) であったYvonne Wang 氏をコンサルタントに選任し、ERIの残りの株式である1,920,000株の売却に助力するよう依頼しました。その結果、2012年12月17日に、CTPを売主、Shegerian氏を買主とする株式譲渡契約書が締結され、当該1,920,000株はShegerian氏に1,200,000米ドル (126百万円) で売却されました。

当社、XFN及びCTP (以下、「原告ら」と総称します。) は、米国の法律事務所であるCarlos F. Negrete 法律事務所 (以下、「Carlos」といいます。) を代理人として選任し、2013年8月30日に、Shegerian 氏、ERI、David Wang 氏、Yvonne Wang 氏その他の関係者 (以下、総称して「被告ら」といいます。)



に対して、詐欺、不法行為、善管注意義務違反、契約違反、証券法違反等を根拠として、カリフォルニア州東区の米国地方裁判所にて250万米ドル（2,635百万円）の賠償を求める訴え（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しました。当社の旧経営陣は、ERIの株式売却後、Shelly Singhal氏から、ERIが近日中に新規株式公開する予定であることを知り、Shegerian氏に売却したERI株式の価値は、250万米ドル（2,635百万円）程度上昇するものと考えた模様です。当社の旧経営陣は、被告らは、かかる事実を当社に伝えるべきであったのに伝えなかったことにより、原告らに損害を与えたものと考えたものです。

同地方裁判所は、2013年12月24日、原告らの請求を退けたものの、売買契約書に関する仲裁条項に従って本件を仲裁により解決すべきことを判示しました。

申立人らは、2014年1月11日、民間の裁判外紛争処理(ADR)機関であるJAMS（カリフォルニア州フレズノ所在）に仲裁の申し立てを行いました。申立人らは、当社らが提起した上記の裁判の影響で、ERIの株式を申立人らの既存の戦略的投資家及び潜在的投資家に売却することを延期せざるを得なくなり、また最終的には断念せざるをえなくなったと主張し、これにより6.1百万米ドル（643百万円）を超える損害を被ったと主張しています。

2014年3月26日に、本件についての争点整理とスケジュール確認のための初回会議がJAMSの関与のもとで行われましたが、現時点においては、各当事者の代理人の代理権の有無の確認等のみに議論が終始しており、内容面についての議論は始まっておりません。

2. 現経営陣の対応

本件訴訟は現経営陣が主導したものではなく、当社の現経営陣はこの背景事情を確認しているところであり、旧経営陣から情報収集を行っております。

当社は、本件訴訟の提起を行った Carlos が当社の指示に従わないことから、2014年3月18日に Carlos との委任契約を解消し、本件の仲裁手続については、米国の別の法律事務所を選任して対応を行う所存です。

申立人らからの仲裁要求については、当該要求の根拠及び背景に関する情報を引き続き収集、分析しています。取締役会にて対応を決定次第、追ってお知らせします。なお、当社は、本件の解決に向けて、申立人らとの交渉を開始しております。

当社の現時点の見解では、裁判所は本件は仲裁により解決すべきとの判断を下したことにより、申立人らは、当社、XFN 及び CTP から仲裁申し立てがなされる前に、防御的に申し立てを行ったものと推察しております。当社としては、当社の被った損害として、250万米ドル（2,635百万円）の請求をする旨の仲裁の申し立てをすることも視野に入れております。今後、仲裁手続が開始された場合には、最終判断が下されるまでに1年程度は要すると考えられ、どのような結論となるか現時点で予測することは困難です。

3. 今後の見通し



当社は、本件の仲裁に関する法律の専門家からのアドバイスを受けており、場合によっては多額の弁護士費用が必要となる可能性がございます。かかる弁護士費用等が2014年度の業績予想に重大な影響を与える場合は、その旨公表いたします。

(注) 適用為替レート：1米ドル=105.39円（2013年12月30日現在の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値））

以上



新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。